

2020年6月29日

株 主 各 位

東京都品川区大井一丁目47番1号  
**大成温調株式会社**  
代表取締役社長 水 谷 憲 一

## 第69回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第69回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、所要の手続きを完了次第、速やかに本総会の継続会（以下「本継続会」という。）を開催し、本継続会にて報告することといたしました。なお、本継続会の開催ご通知は、別途ご送付いたします。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金処分の件

本件は原案のとおり承認可決され、期末配当につきましては、当社普通株式1株につき金70円とすることに決定いたしました。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本件は原案のとおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に水谷憲一、奥山徹、志田憲彦、今井康之、

玉置雅幸、岡田浩二の6氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件

本件は原案のとおり承認可決され、監査等委員である取締役に野口光男、大久保和正、伏見幸洋、松下香織の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

本件は原案のとおり承認可決され、下記の通り取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容が決定されました。

本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2025年6月の定時株主総会終結の日まで
②の対象期間において、①の対象者に交付するため ③に必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金75百万円

④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり15,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

## （２）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金75百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金15百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（３）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

#### ① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に應じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり15,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に應じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に應じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に應じて、合理的な調整を行います。

#### ③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済され

た場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

## 配当金のお支払について

第69期期末配当金は同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間（2020年6月30日～2020年7月31日）内にお近くのゆうちょ銀行又は郵便局でお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

また、銀行振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

なお、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる方にも、「配当金計算書」を同封いたしておりますので、ご確認ください。「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。